

令和8年9月

令和8年台風第25号により被害を受けられた皆さまへ

アクア少額短期保険株式会社

令和8年台風第25号により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。
災害救助法の適用を受け、弊社では災害救助法適用地域内のご契約者の皆様に対し以下の
通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し
上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆様を対象に
火災保険の更新保険料のお支払いについて、支払期限（支払猶予期限のある商品は支払猶予
期間末日）から一定の猶予期間を設ける特別措置をいたします。
この措置の適用をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

≪弊社担当窓口≫
お客様相談窓口 ： 0120-282-595
受付時間 ： 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

適用都道府県	適用市町村	法適用日
千葉県	銚子市（ちょうし） 木更津市（きさらづし） 野田市（のだし） 成田市（なりたし） 旭市（あさひし） 勝浦市（かつうらし） 流山市（ながれやまし） 鴨川市（かもがわし） 君津市（きみつし） 富津市（ふつつし） 袖ヶ浦市（そでがうらし） 南房総市（みなみぼうそうし） 匝瑳市（そうさし） 香取市（かとりし） いすみ市（いすみし） 栄町（さかえまち） 神崎町（こうぎきまち） 横芝光町（よこしばひかりまち） 睦沢町（むつざわまち） 長生村（ちょうせいむら） 長南町（ちょうなんまち） 大多喜町（おおたきまち） 御宿町（おんじゆくまち） 鋸南町（きよなんまち）	2026年9月20日
東京都	大島町（おおしままち）	2026年9月21日